

感染予防対策(改正)

令和4年4月1日

職員の出勤やご利用者のサービス提供に係わる総合判断の基準

リスクレベル(感度)	1	2	3	4	5
------------	---	---	---	---	---

1	2	3	4	5
出勤許可/サービス提供の継続	症状の消失から24h経過で勤務許可1日以上のサービス提供中止	症状の消失から48h経過で勤務許可3日以上のサービス提供中止	抗原検査の受検を依頼結果で判断	PCR検査の受検を依頼結果で判断

I. 体調不良に関わる事柄(1~4)

1. 職員の健康管理について

項目	実施者	判断基準	手段	備考
体調不良時の連絡	体調不良者	管理者へ直ぐに/時間を問わない(24H)	管理者の勤務時間: ☎ 勤務時間外: LINE	コロナ感染を疑う不調であるかは、自己判断 自己判断できない場合は、管理者へ相談
体調不良時の勤務判断	管理者	BCP様式6の1~10に該当で休みを指示 ※体温37以上	電話等で口頭説明	連絡情報に応じて受診および検査指示
復職の判断	管理者	症状の消失から24h経過	電話等で口頭説明	・連絡情報に応じて受診および検査指示 ・インフルエンザの判断基準は考えない(48h経過)

2. 利用者の健康管理について

項目	実施者	判断基準	手段	備考
体調不良時の連絡	利用者及び家族	事業所へ直ぐに/時間を問わない(24H)	営業時間: ☎ 営業時間外: 留守番 ☎ 蔓延防止期間: 臨時相談窓口	平時、利用者及び家族の自己判断には、注意を促す 有事では原則、事業所側が判断する
体調不良時のサービス提供判断	管理者	BCP様式6の1~10に該当でサービス提供中止の判断 ※体温37以上	電話等で口頭説明	連絡情報に応じて受診および検査依頼
サービス提供再開の判断	管理者	症状の消失から24h経過	電話等で口頭説明	・連絡情報に応じて受診および検査指示 ・インフルエンザの判断基準は考えない(48h経過)

3. 職員と同居の方の体調不良について

項目	実施者	判断基準	手段	備考
体調不良時の連絡	職員	管理者へ直ぐに/時間を問わない(24H)	管理者の勤務時間: ☎ 勤務時間外: LINE	コロナ感染を疑う不調であるかは、職員判断 判断できない場合は、管理者へ相談
体調不良時の勤務判断	管理者	BCP様式6の1~10に該当で休みを指示 ※体温37以上	電話等で口頭説明	連絡情報に応じて職員へ検査指示 ※承諾を得られる場合は、同居人も対象
復職の判断	管理者	症状の消失から24h経過	電話等で口頭説明	・連絡情報に応じて検査指示 ・インフルエンザの判断基準は考えない(48h経過)

4. 利用者と同居の方の体調不良について

項目	実施者	判断基準	手段	備考
体調不良時の連絡	利用者又は同居人	事業所へ直ぐに／時間を問わない(24H)	営業時間：☎ 営業時間外：留守番☎ 蔓延防止期間：臨時相談窓口	平時、利用者及び家族の自己判断には、注意を促す 有事では、原則事業所側が判断する
体調不良時の勤務判断	管理者	BCP様式6の1～10に該当で休みを指示 ※体温38以上	電話等で口頭説明	連絡情報に応じて職員へ検査指示 ※承諾を得られる場合は、同居人も対象
サービス提供再開の判断	管理者	症状の消失から24h経過	電話等で口頭説明	・連絡情報に応じて受診および検査指示 ・インフルエンザの判断基準は考えない(48h経過)

II. 感染流行圏域の移動等に関わる事柄(1～3)

1. 職員の活動について

項目	実施者	実施内容	実施手段	備考
県外移動(緊急事態・蔓延圏域)	職員	管理者へ移動記録と記録の提出 ※移動初日から帰着までの期間	記録：指定の様式 報告①：LINEで記録を送信(勤務前日) 報告②：記録用紙を提出(勤務日)	県内移動は対象外(県内に緊急事態・蔓延圏発令)

2. 職員と同居の方の活動について

項目	実施者	実施内容	実施手段	備考
県外移動(緊急事態・蔓延圏域)	職員	管理者へ同居の方の活動情報を報告 ※移動場所、会食および集団活動の有無 ※目、鼻、口のガード状況	LINEで情報を送信(勤務前日)	県内移動は対象外(県内に緊急事態・蔓延圏発令)

3. 利用者の活動について

項目	実施者	実施内容	実施手段	備考
県外移動(緊急事態・蔓延圏域)	利用者及び家族	管理者へ活動情報を連絡 ※移動場所、会食および集団活動の有無 ※目、鼻、口のガード状況	営業時間：☎ 営業時間外：留守番☎ 蔓延防止期間：臨時相談窓口	県内移動は対象外(県内に緊急事態・蔓延圏発令)
県外来訪者との交流 (緊急事態・蔓延圏域)	利用者及び家族	管理者へ活動情報を連絡 ※移動場所、会食および集団活動の有無 ※目、鼻、口のガード状況	営業時間：☎ 営業時間外：留守番☎ 蔓延防止期間：臨時相談窓口	県内移動は対象外(県内に緊急事態・蔓延圏発令)

Ⅲ. 濃厚接触者認定時の対応に係わる事柄(1~2)

1. 職員の復職について

項目	実施者	実施内容	実施手段	備考
通常case	職員	管理者へ、自粛期間の保健所情報を報告 自粛期間中は、10日間検温と記録を実施 検温情報は、毎日管理者へ報告 検温記録情報は、10日経過した後、管理者へ提出 管理者へ期間満了後の復職日を予め確認する	保健所情報の報告: ☎ 検温情報の報告: LINE 検温記録の提出: 10日経過後	自粛期間: 令和4年3月現在では、7日 復職日は、濃厚接触期間満了後のシフト予定日 ※家庭内感染を認める場合、濃厚接触の起算日が経過で変わること注意
エッセンシャルcase	管理者	エッセンシャルワーカーとしての復職を指示(依頼) 抗原検査キットを2回分事前配布 ※検査は、4日目に1回目、5日目に2回目(勤務日) ※2回目の検査は出勤前の実施をガイド 2回の検査情報の報告を指示(適宜・検査直後) 検温および記録は、通常caseと同様(10日目まで)	検温情報の要求: LINE 検温記録の要求: 10日経過後 検査情報の要求: LINE	抗原検査の種を問わず、抗原検査の結果で復職を判断 ※当該caseの検査費用の負担は会社であることに留意

2. 利用者のサービス提供について

項目	実施者	実施内容	実施手段	備考
通常caseのみ	管理者	濃厚接触者認定に係わる自粛期間情報を確認 次回サービス利用開始日をガイド	自粛期間情報の確認: ☎ 次回サービスのガイド: ☎	自粛期間: 令和4年3月現在では、7日 ※令和4年度、保健所(国の方針)では、医療や福祉施設等を除き、『濃厚接触者認定をしない』方針を示す予定に注意

Ⅳ. コロナ感染時の対応に係わる事柄(1~2)

1. 職員の復職について

項目	実施者	実施内容	実施手段	備考
職員感染 通常caseのみ	管理者	保健所がソースの療養解除期間を確認 復職日をガイド	療養解除期間の確認: ☎ 復職日のガイド: ☎	<療養解除期間の参考情報> 発症日から起算して10日(11日目に復職可) 無症状の場合、医師の診断日が起算

2. 利用者のサービス提供について

項目	実施者	実施内容	実施手段	備考
利用者感染 通常caseのみ	管理者	保健所がソースの療養解除期間を確認 サービス提供開始日をガイド	療養解除期間の確認: ☎ サービス提供開始日のガイド: ☎	<療養解除期間の参考情報> 発症日から起算して10日(11日目に復職可) 無症状の場合、医師の診断日が起算